

## 第3次小豆地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年3月

小豆地区広域行政事務組合管理者  
小豆地区消防本部消防長

小豆地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づき、小豆地区広域行政事務組合管理者、小豆地区消防本部消防長（以下、「関係部局」という。）が策定する特定事業主行動計画です。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局が本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた状況把握と分析

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者の機関及び消防の機関において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

#### 具体的な内容

##### (1) 採用した職員に占める女性職員の割合（消防機関）

###### 現 状

令和7年度における消防職員に占める女性職員の割合は、2.7%となっています。

###### 目 標

消防職員の女性職員の割合5%を目指します。

###### 取 組

女性職員の採用拡大に向け、女性が活躍できる職場であること・具体的な業務内容や勤務条件等、消防の仕事の魅力について構成町のホームページや広報紙・掲示板等を活用し広く

周知します。

また、女性職員の活躍の場を広げるため、女性職員の意欲や適性に応じた配置ができるよう推進していきます。

## (2) 男性職員の育児参加の推進について

### 現 状

令和7年度における男性職員の育児休業取得率は、管理者部局においては該当者なし、消防部局においては87.5%です。

また、同年度における男性職員の配偶者出産休暇取得率は、管理者部局においては該当者なし、消防部局においては87.5%となっています。

### 目 標

数値目標として、男性職員の育児休業取得率を管理者部局・消防部局ともに高水準を維持します。また、配偶者出産休暇取得率を管理者部局・消防部局ともに100%を目指します。

### 取 組

男性職員の育児休業取得及び休暇の自主的な取得を促進するために、制度の周知を一層図るとともに、男性職員が育児休業及び休暇を取得しやすい職場環境づくりを行います。また、男女がともに、子育てをしながらキャリア形成し続けられる職場を目指します。

## (3) 年次休暇取得の推進

### 現 状

令和7年における職員1人あたりの年次有給休暇取得平均日数は、管理者部局においては10.7日、消防部局においては11.4日でした。

また、取得日数が5日未満の職員は管理者部局においては3人、消防部局においては4人でした。

### 目 標

職員1人あたりの年次有給休暇取得日数を管理者部局・消防部局ともに10日以上維持し、取得日数5日未満の職員の割合0%を目指します。

### 取 組

年次休暇の取得状況を把握し、職員が気兼ねなく年次休暇を取得できるように推進するとともに、職員へ周知し、取得しやすい職場環境づくりを行います。

また、職員の取得状況を確認した上で取得が進んでいない職員に対して所属長が取得を促す等、計画的な休暇取得の促進を図ります。